r6物価_1_2

令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県区分	【20_長野県】
地方公共団体名（コード有り）	20384_長野県飯島町
都道府県・市町村コード（5桁）	20384
担当部局課名	企画政策課
担当者氏名	西村　務
電話番号	0265-86-3111
メールアドレス	kikaku@town.iijima.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）

国の0/10補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–
国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	121,690
国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	–
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	–
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	3,003
国の0/10補正分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	–
国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–

（単位：千円）

0/10分補 国の0/10補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–
0/10分補 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	–
0/10分補 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	–
0/10分補 国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	–
0/10分補 国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	–
0/10分補 国の0/10補正分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	
0/10分補 国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–
※ 給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額を0/10補正予算で措置します。 「ただし、東京都及び静岡県内の自治体のみ地方単費で措置」	
今回配分予定額 国の0/10補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–
今回配分予定額 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	–
今回配分予定額 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	–
今回配分予定額 国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	49,510
今回配分予定額 国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	–
今回配分予定額（※） 国の0/10補正分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	2,782
今回配分予定額 国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–
※ 給付金・定額減税一体支援枠分の事務費については、今回配分額を0/10補正予算で措置します。 「ただし、東京都及び静岡県内の自治体のみ地方単費で措置」	
配分予定額計 国の0/10補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	
配分予定額計 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	
配分予定額計 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	
配分予定額計 国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	49,510
配分予定額計 国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	
配分予定額計（※） 国の0/10補正分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	2,782
配分予定額計 国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	
配分予定額計	52,292

0/10分補 国の0/10補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	
0/10分補 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	
0/10分補 国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	
0/10分補 国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	
0/10分補 国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	
0/10分補 国の0/10補正分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	
0/10分補 国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	
移替先	総務省

国の0/10補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–
国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	–
国の0/10補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	–
国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	–
国の0/10予備費分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	–
国の0/10補正分（定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	
小計　交付限度額②	1,187
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	49,510
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年7月10日通知分）	
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年7月31日通知分）	
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額④	49,510
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年7月10日通知分）	–
国の0/10補正分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年7月10日通知分）	2,782
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
国の0/10予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額⑤	2,782
国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥（令和6年4月～8月通知分）	–
国の0/10予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額⑥	–
交付限度額計	53,459

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰や賃金・物価の上昇に対して、事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事メニュー	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の0/10補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国の0/10補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国の0/10補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の0/10予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B3 国の0/10予備費・0/10補正（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B4 国の0/10予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各年度の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
										合計	124,693	124,693	–	–	–	121,690	3,003	–	–												
73	令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1									–	–	–	–	–				–												
74	（給付金・定額減税一体支援）	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	新たに住民税非課税等となる世帯への臨時給付金等	1　物価高から国民生活を守る	○	－	124,693	124,693	–			121,690	3,003			①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 令和5年度均等割のみ課税世帯　300世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　250世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯200世帯×100千円、子ども加算　310人×10千円、定額減税を補足する給付の対象者　3210人（76690千円）　の5.R6計部分 事務費　3003千円 事務費の内容　「賃用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　使用料及び賃借料　その他　として支出」 ④低所得世帯等の給付対象世帯数（750世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（3210人）	－	○	－	R6.7	R7.3	対象世帯に対して令和6年9月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない			R6補正（地）
75	（デジタル庁）給付支援サービス	3									–	–																			
76	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への預出し等・種一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	4									–	–																			
77		5									–	–																			
78	事務費（上乗せ・預出し）	6									–	–																			
79		7									–	–																			

差引額は上述の「共通事項」※事務費参照